同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第五条の六第九項」を「第五条の六第十項」に、「第十条の五第四項第十号」を「第十条の五第四項第十一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条の六第八項」を「第五条の六第九項」に、「第十条の五第四項第五号」を「第十条の五第四項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第五条の六第八項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち施行令第五条の六第八項第一号に規定する特定地域事業所に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第五条の十一中「第五条の六の三第九項」を「第五条の六の三第十二項」に改め、同条第二号中「第五条の六の三第三項」を「第五条の六の三第六項」に改める。

第五条の十二を次のように改める。

第五条の十二　削除

第五条の十四を削り、第五条の十五を第五条の十四とし、第五条の十六を第五条の十五とし、第五条の十七を第五条の十六とする。

第七条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削る。

第九条の三第一項中「第二十五条の二第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第十一条第一項第八号イ中「市町村長（」の下に「特別区の区長を含むものとし、」を加え、「（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長」を「にあつては、区長又は総合区長とする。）」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第十一条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」を付し、同条第二項第六号中「又は法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権（以下この号において「特定外国新株予約権」という。）」、「又は当該特定外国新株予約権に係る同項に規定する付与決議等のあつた同項に規定する特定外国株式会社及び当該特定外国株式会社に係る同項に規定する認定事業会社」、「又は当該特定外国新株予約権」及び「（特定外国新株予約権にあつては、当該行使に際し払い込むべき金額）」を削り、同条第十二項中「及び次条第十項」を削る。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第一項中「第十九条の五第一号」を「第十九条の四第一号」に改め、同条第二項中「第十九条の五第二号」を「第十九条の四第二号」に、「第二十九条の四」を「第二十九条の三」に改め、同条第三項中「第十九条の五第二号に規定する財務省令」を「第十九条の四第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十九条の四」を「第二十九条の三」に、「第十九条の五第二号」を「第十九条の四第二号」に改め、同項第二号中「第二十九条の四」を「第二十九条の三」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十三条の三第十二項第一号イ中「又は名称、住所又は」を「及び住所又は名称、」に改め、「個人番号又は」を削り、同条第十五項第四号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に改める。

第十三条の四中「（当該譲渡をした時」を「及び当該土地建物等が法第三十一条の三第二項各号のいずれかの資産に該当する事実を記載した書類（当該譲渡に係る契約を締結した日の前日」に、「当該登記事項証明書」を「これらの書類」に、「譲渡をした者が当該土地建物等を居住の用に供していた」を「土地建物等が当該各号のいずれかの資産に該当する」に改める。

第十四条第四項第一号中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改め、同条第五項第三号中「。以下この号において同じ」を削り、同号イ中「十万キロワット」を「十万キロワット」に改め、「、最大出力八千キロワット以上の風力若しくは最大出力千キロワット以上の太陽光による発電施設（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者が設置するものに限る。）」を削り、「五千キロワット」を「五千キロワット」に、「、送電施設又は」を「又は送電施設若しくは」に改め、「変電施設」の下に「（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。）」を加え、同項第四号の八中「書類」の下に「（当該書類に記載されているその証明の日が平成三十一年三月三十一日以前であるものに限る。）」を加え、同項第五号の六イ中「読み替えられる」を「読み替えられる」に改め、同号ロ中「のいずれか（同法第七十一条第一項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、施行令第二十二条第十一項第一号に掲げる場合に限る。）」に改め、同号ハ中「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、同項第五号の七イ中「読み替えられる」を「読み替えて適用される」に改め、同号ロ中「のいずれか」を「に掲げる場合のいずれか」に、「第二百二条第二項各号に掲げる要件の全てを満たす」を「第二百二条第一項の申出をすることができる」に、「に限る」を「に掲げる場合に限る」に改め、同号ハ中「第二百四十八条第一項」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第十五条第一項第一号中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第十七条の二第一項第九号ロ中「第十五項まで」を「この項、第十三項及び第十五項」に改め、同条第二十一項第二号中「から第三号まで又は第五号」を「又は第二号」に、「第八条」を「第七条」に改める。

第十八条の二を次のように改める。

（居住用財産の譲渡所得の特別控除）

第十八条の二　法第三十五条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　法第三十五条第二項各号のいずれかの場合に該当するものとして同条第一項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　法第三十五条第二項各号のいずれかの場合に該当するものとして同条第一項の規定の適用を受けようとする旨

ロ　法第三十五条第二項各号のいずれかの場合に該当する事実

二　法第三十五条第三項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　法第三十五条第三項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとする旨

ロ　法第三十五条第三項に規定する対象譲渡（次項第二号において「対象譲渡」という。）に該当する事実

ハ　法第三十五条第三項に規定する相続又は遺贈（以下この号及び次項第二号イ⑵において「相続等」という。）に係る同条第四項に規定する被相続人の氏名及び死亡の時における住所並びに死亡年月日

ニ　当該相続等に係る他の居住用家屋取得相続人（法第三十五条第五項に規定する居住用家屋取得相続人をいう。ホにおいて同じ。）がある場合には、その者の氏名及び住所並びにその者の当該相続の開始の時における同項の被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の持分の割合

ホ　当該相続等に係る適用前譲渡（法第三十五条第五項に規定する適用前譲渡をいう。ホ、次項第二号イ⑸及び第三項において同じ。）がある場合には、当該適用前譲渡をした居住用家屋取得相続人の氏名並びにその者が行つた当該適用前譲渡の年月日及び当該適用前譲渡に係る対価の額

ヘ　その他参考となるべき事項

2　法第三十五条第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる書類

イ　法第三十五条第一項に規定する資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算に関する明細書

ロ　イの譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡をした者の住民票に記載されていた住所と当該譲渡をしたイの資産の所在地とが異なる場合その他これに類する場合には、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で前項第一号ロに掲げる事項を明らかにするもの